

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部会議 議事録

- ・日時：令和2年4月16日（木）18：00～
- ・場所：県庁本館ドーム会議室

○副本部長（八矢副知事）

愛媛県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催いたします。本部長お願いします。

○本部長（知事）

先程、突如ニュースで明日からですね、今までは緊急事態（宣言）の（対象）地域、7都府県でありましたけれど、一人も感染者が出ていない岩手県も含めて、47都道府県全部にするという発表が突如なされました。経緯は全く分かりませんが、なぜそうしたのかということについては、明日あたり情報が出てくるのかもしれませんが。

ただ、もう一点、閣議決定された給付金も、（1世帯当たり）30万円で発表されていましたが、どうやら（一人当たり）10万円に変更するということが決まったそうでありました。これを見ていても、かなり国の方が混乱している状況にあるなというふうに、率直に考えなくてはならないのかなと思います。

そこで、こうした状況において、我々は何が大切かということ、前に示したまさにこれです。「①慌てることなく冷静に」。慌てることなく、あくまで冷静に分析する。それから、こういう状況になると、毎日毎日何が出てくるか分からないということになりますから、「②本質を見極め的確に」。おかしいと思うことは、しっかりと分析をして対処しなければならぬと思います。そして「③変化に対して迅速に」。ここは今から少し触れますけれども、やっていただきたいというふうに思います。

まず、県民の皆さんに伝えなくてはならないのは、愛媛県の感染者、松山市では、既存症例の中での感染が毎日1件、2件続いています、大きく感染が増えているわけではない。（感染者が大きく増えた）その結果として、対象区域に追加されたものではない。（全国に）投網をかけるという国の方針であること。事前に行動をずっと起こしてきていますから、県民の皆さんに対しての呼びかけが基本でございます。

ただし、変更点は、これまでは「緊急事態宣言回避行動」と言ってきましたけれども、今度は、中身は変わりませんが、法的根拠に基づく呼びかけになりますので、「感染拡大回避行動」に名称を変更します。

「うつらないよう自己防衛」、「うつさないよう周りに配慮」、「県外や不要不急の外出自粛」。この3点の呼びかけであります、4月26日まで（の期限）としておりましたが、法的根拠に基づく全国一斉の話になりますので、5月6日まで延長することとなります。これがこの時点での変更点でございます。

また、本県でも、法律に基づく外出自粛や休業の要請を行う権限が知事に付与されることとなりますが、実際に行う場合には、国との協議や専門家の意見を聞くことが必要とされていますので、すぐに実施できるわけではありません。各部局において、何が必要とな

るか検討指示を既に事前に行っていましたが、緊急事態宣言の全国への拡大が行われる趣旨、どうしてこうしたのかというまだ情報が入っておりませんが、本県の現状を踏まえ、具体的に何を行うか、早急に各部局で案を作成してもらいたいと思います。

また、法律に基づく要請を行うだけでなく、法によらずに、県民への呼びかけを追加することもあります。

例えば、県立学校等については、感染拡大が確認されていない地域については、しっかりとした呼びかけ、そして徹底的な健康観察、また、学校内部における先生方にご苦勞をかけている感染予防対策。これを持って開校をしておりますけれども、状況は何も変わりません。状況は変わりませんが、これ（緊急事態宣言）を国が急に出したことによって、やっぱり言葉というものは怖いもので、人々の心に「何か大変なことになったのかな」という不安感がぼっと広がると思いますので、その不安感というには不確定要素でありますけれども、それが広がるということを前提に物事に向き合う必要があると思います。現時点では、これだけの措置を取って万全を期していますけれども、その不安感というのは、消えないので、これを踏まえて、休業する必要があるか、早急に判断しなければならないというふうに思います。緊急事態宣言が発令されれば、場合によっては速やかにとということもありますので、その準備と市町教育委員会とも連絡・連携をしっかりと行っておいください。以上です。

○副部長(八矢副知事)

本日の本部会議は以上となります。散会してください。